



野企広第335号
令和8年6月9日

野田市議会議長 様

野田市長 鈴木



陳情の処理経過及び結果について（報告）

令和8年3月24日付野議第226号で請求のあった標記の件について、下記のとおり報告します。

記

1 令和8年 陳情第1号

東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

（1）陳情項目

- 1 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査、確認するよう、行政に求めてください。
- 2 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

（2）処理の経過及び結果

陳情項目1点目につきましては、政党機関紙の勧誘行為に起因する相談、苦情については、これまで寄せられておりませんでした。今回、本庁舎で勤務する管理職141人を対象に任意による政党機関紙の勧誘状況について聞き取り調査を行い、87人から回答がありました。その結果、勧誘を受けたことがあると回答した職員33人中、陳情項目の2点目にある勧誘時に議員から心理的圧力を受けたとする職員はおりませんでした。

また、勧誘を受けた職員のうち、12人の職員から議員に勤務時間中に勧誘を受けたとの回答があったことから、勧誘行為を行っていた議員に対し事実確認を行い、本陳情採択以前には、勤務時間中に勧誘行為が行われていたことを確認しま

した。

勧誘行為につきましては、野田市庁舎管理規則で規定する「許可を必要とする行為」として明確に規定はしておりませんが、市民から公務遂行に対する疑念を抱かれるおそれがあることから、生命保険の勧誘については、許可した上で実施しているところです。一方で、政党機関紙の勧誘については、許可申請が行われずに実施していたこともあり、取扱いが統一されていないことから、令和8年7月中に野田市庁舎管理規則の改正を行い、勧誘行為については、許可を必要とする行為として規定いたします。

あわせて、当該議員に対しては、許可申請手続きを行った上で、勤務時間中には勧誘を行わないことを口頭にて申し入れを行い、了承を頂いております。

なお、購読している職員のうち、管理職は政党機関紙を購入するものと思い込んでいた者や、解約したいと考えているが解約方法を把握していなかった者が少数ではありますが確認できましたので、契約及び解約は本人の自由意思によりいつでも可能なことを周知いたしました。

以上